

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長

警察庁丙少発第37号、丙組薬銃発第23号  
平成26年7月3日  
警察庁生活安全局長  
警察庁刑事局組織犯罪対策部長

### 少年の薬物乱用防止のための諸対策の推進について(通達)

少年の薬物乱用防止対策については、各般にわたる取組の結果、近年、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬事犯及びシンナー等有機溶剤事犯における少年の検挙人員並びに前記各事犯における総検挙人員のうち少年の占める割合がともに減少傾向にあるなど、一定の成果が見られるところである。

しかし、近年、「脱法ドラッグ」(規制薬物(覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらをいう。以下同じ。)又は指定薬物(薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第14項に規定する指定薬物をいう。以下同じ。)に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標榜しながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。以下同じ。)等、乱用される薬物が多様化しており、少年への広がりが懸念される。

こうした状況に鑑み、少年による薬物乱用の根絶を期するためには、引き続き薬物乱用防止のための諸施策を実施することが必要であることから、各都道府県警察においては、少年部門と薬物対策部門との緊密な連携により、次に掲げる諸対策を推進し、少年による薬物乱用の防止が図られるよう努められたい。

### 記

#### 1 少年への薬物の供給遮断対策の推進

##### (1) 薬物密売等に関する情報収集の強化

薬物の供給源となる密売組織を壊滅するため、携帯電話やインターネット等を利用した密売事案が横行している実態を踏まえ、サイバーパトロール等あらゆる警察活動を通じて、薬物密売や薬物乱用者に関する情報の把握に努めること。

##### (2) 供給遮断に向けた取締りの強化

薬物密売に係る情報を入手した場合には、速やかに取締り体制を確立し、密売人の検挙を徹底するとともに、密売組織の解明及び壊滅に努め、少年への薬物の供給遮断を図ること。

また、「脱法ドラッグ」の販売業者に対する指導・警告等により少年への供給遮断を図るほか、当該「脱法ドラッグ」が規制薬物又は指定薬物に該当するときは、その販売等に対する積極的な取締りを推進すること。

#### 2 薬物乱用少年の早期発見・補導等の強化

##### (1) 街頭補導の強化

繁華街や駅前を始め、少年が薬物を乱用するおそれのある場所等における街頭

補導を強化し、薬物乱用少年の早期発見に努めること。

なお、街頭補導の実施に当たっては、関係機関・団体、少年警察ボランティア等との連携に配慮するとともに、少年のたまり場となりやすい店舗の営業者等に対し、警察への通報等について協力要請すること。

(2) あらゆる警察活動を通じた早期発見の推進

街頭補導のほか、関係部門の連携による繁華街等の実態把握、各種の街頭活動、少年事件の捜査・調査、福祉犯の取締り、薬物事犯の掘り下げ捜査、少年相談、その他あらゆる警察活動を通じて、薬物乱用少年の早期発見に努めること。

(3) 末端乱用者に対する取締りの強化

末端乱用者に対する取締りを強化し、検挙を通じた薬物乱用少年の更生を図ること。

(4) 「脱法ドラッグ」を乱用・所持する少年に対する積極的な補導活動の推進

「脱法ドラッグ」を乱用・所持する少年が非行少年に該当しない場合であっても、そのまま放置すれば非行その他の健全育成上の支障が生じるおそれがあるときは、不良行為少年として積極的に補導活動を推進すること。

3 少年の薬物乱用に関する相談への的確な対応

(1) 相談窓口等の周知による利用促進

少年相談は、薬物乱用少年を早期に発見する重要な契機でもあることから、薬物乱用防止教室や街頭キャンペーン等の様々な機会を活用して警察の少年相談活動及び相談窓口を周知し、利用促進を図ること。

(2) 少年補導職員等の資質の向上

少年の薬物乱用に関する相談に対して必要な指導、助言その他の援助を適切に行えるよう、薬物問題に関する知識を習得させるための研修会や教養等を充実するなど、相談活動に従事する少年補導職員等の資質の向上を図ること。

4 学校及び教育委員会との連携の強化

(1) 学校及び教育委員会との情報の共有

学校及び教育委員会（以下「学校等」という。）に対し、学校警察連絡協議会等を通じて、少年の薬物乱用の実態及び、規制薬物はもとより「脱法ドラッグ」等多様化する乱用薬物の有害性・危険性等について積極的に情報提供するとともに、学校における生徒指導の強化及び生徒の薬物乱用を把握した場合における早期連絡を要請し、警察と学校等の連携を一層強化すること。

(2) 薬物乱用防止教育の充実強化

少年による薬物乱用を防止するためには、少年が薬物乱用の有害性・危険性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させる必要があることから、学校等の理解と協力を得た上で、薬物等に関する専門的な知識を有する警察職員を学校に派遣し、薬物乱用の実態等を踏まえた薬物乱用防止教室を積極的に開催すること。

なお、薬物乱用防止教室の実施に当たっては、薬物乱用防止広報車の活用、薬物の標本・パネルの展示、ビデオ教材・啓発資料の活用等により、対象となる少年が理解しやすい内容・方法となるよう配慮すること。

## 5 薬物の再乱用防止対策の推進

### (1) 継続補導の推進

少年相談や街頭補導等により薬物乱用少年を把握したときは、必要に応じて継続補導を実施し、薬物の再乱用防止を図ること。

### (2) 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進

薬物乱用は再乱用に至る危険性が高いことに鑑み、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動における連絡対象少年の選定に当たっては、薬物の再乱用の可能性が認められる少年が漏れることのないように留意し、個々の少年に応じた立ち直り支援活動を推進すること。

### (3) 関係機関・団体等との連携

継続補導及び少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動等を行うに当たり、必要により医療機関、関係機関・団体等との協力体制を確立の上、連携して再乱用防止対策を推進すること。

## 6 広報啓発活動の推進

### (1) 家庭、地域に対する広報啓発活動の推進

関係機関・団体、少年警察ボランティア等と連携したキャンペーンの実施、各種の広報媒体を活用した広報等、少年の保護者や地域社会を対象とした幅広い広報啓発活動を展開し、家庭、地域における薬物乱用根絶意識の高揚を図ること。

### (2) 有職・無職少年等に対する広報啓発活動の推進

薬物乱用防止教育を受ける機会の少ない有職・無職少年に対しては、少年が集まるイベント等の機会を利用したキャンペーン等を通じ、薬物乱用防止に関する広報啓発を行い、薬物乱用の有害性・危険性についての正しい知識の伝達及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図ること。

また、大学等の学生に対しても、オリエンテーション等の機会を利用した薬物乱用防止のための広報啓発活動を推進すること。